

魚津市公告第77号

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条第1項の規定により新型コロナウイルスに係る臨時の予防接種の一部を改正し実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年10月5日

魚津市長 村椿 晃

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和5年秋開始接種において使用するワクチンに次のものを加える。

- ・新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものであって、アンデュソメランを含むものに限る。）としその対象者を6歳以上の者とする。